

山梨県内の高年齢労働者における労働災害発生状況と防止対策



高年齢労働者の安全と健康確保のために

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？



山梨労働局 労働基準部 健康安全課

働く高齢者が増えています。総務省の労働力調査によれば、60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍にも増えており、特に、商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業において増加しています。

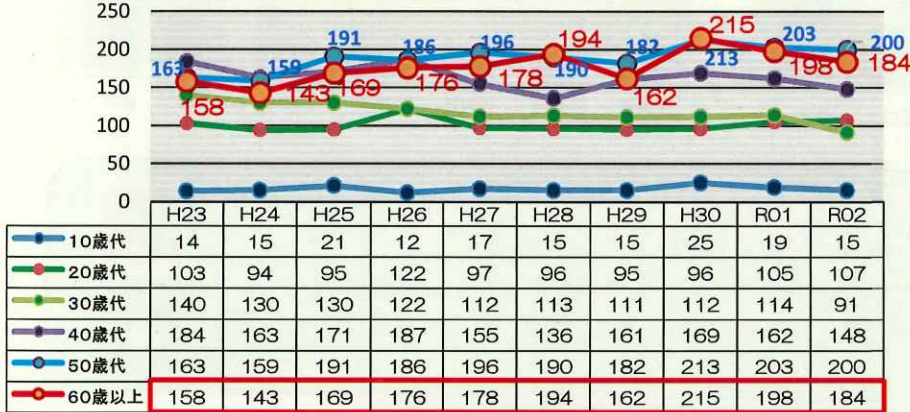
こうした中、令和2年の全国における死傷者（休業4日以上。以下同じ。）の26.6%が60歳以上と最も多く、死亡災害は39.5%を占めています。

山梨県内における傾向（過去5年）を見ると、60歳以上の死傷者は24.8%と50歳代に次いで多く、死亡災害については、30.3%と最も多くなっています。

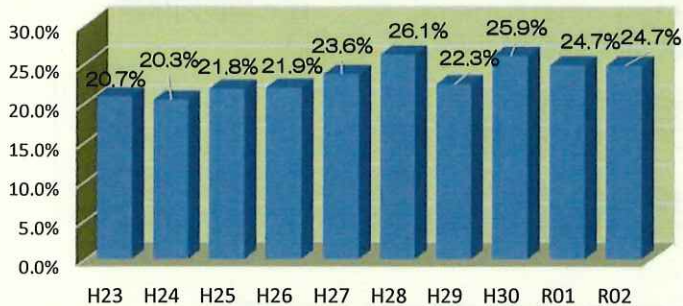
年齢が上がるほど身体能力の低下等により、若年層に比べ災害発生率が高く、休業日数も長期化しやすい傾向があります。

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。各事業場におかれては、高年齢労働者を含め働く人の労働災害防止を図るため、労使一丸となって職場環境改善や安全衛生教育等への自主的な取組を一層強化していただくようお願いします。

① 年齢別災害発生の推移（平成23年～令和2年）



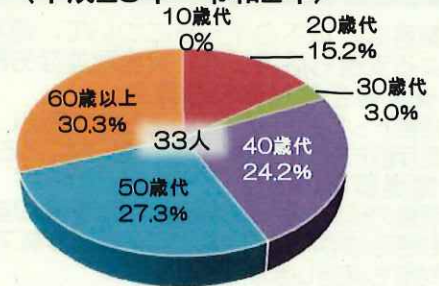
② 60歳以上の死傷災害割合の推移



③ 年齢別 死傷者割合（平成28年～令和2年）



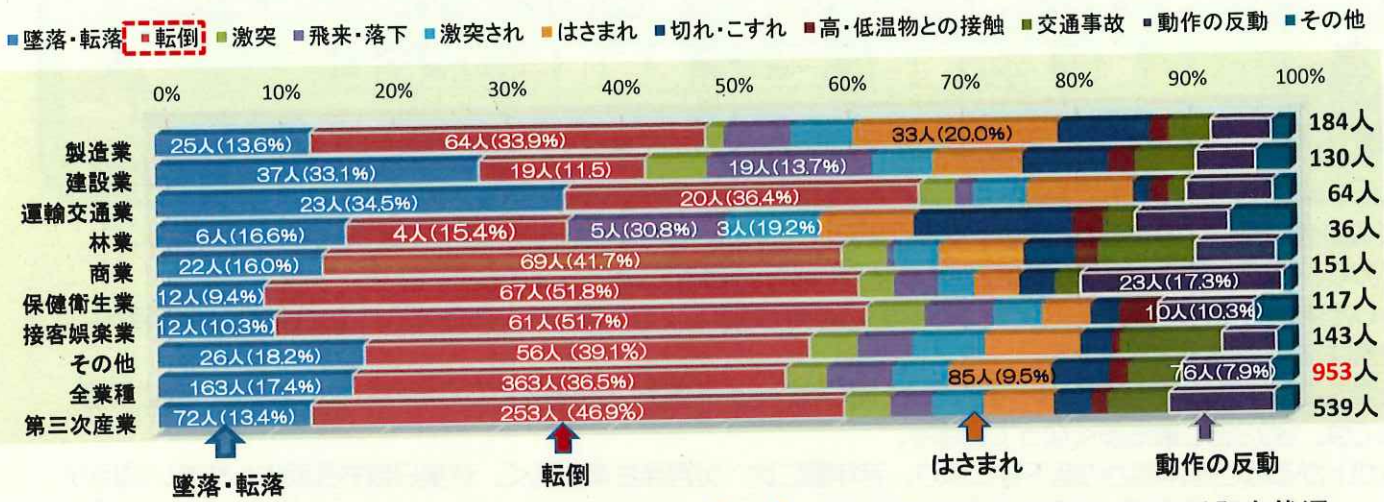
④ 年齢別 死亡者割合（平成28年～令和2年）



～ 山梨県内の高年齢労働者による労働災害の発生傾向 ～

- ①②→過去10年間に発生した死傷者を年齢別に見ると、4人にひとりが60歳以上の高年齢労働者となっている。
- ③④→平成28年～令和2年（過去5年間）死傷者を年齢別に見ると、50歳以上で半数を占め、死亡災害は50歳代と合わせて約6割を占めている。
- ⑤ →過去5年間に発生した60歳以上の死傷者を業種別・事故の型別で見ると、全体では転倒災害が最も多く、特に、製造業や第三次産業（商業、保健衛生業、接客娯楽業）で、転倒災害が多くなっている。
- ⑥⑦→令和2年の死傷者について、事故の型別で見ると、墜落・転落災害では男性が、転倒災害では女性が多くなっており、特に、50歳代及び60歳以上の女性による転倒災害が多く発生している。

⑤ 平成28年～令和2年 業種別・事故の型別発生状況 (60歳以上 953人)



⑥ 墜落・転落災害の年齢別・男女別発生状況 (令和2年: 126人)



⑦ 転倒災害の年齢別・男女別発生状況 (令和2年: 172人)



「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」概要 (エイジフレンドリーガイドライン)



このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を示したものです。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう！！

全文はこちら

事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。

- 安全衛生管理体制の確立**
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定します
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施します
- 職場環境の改善**
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面対策
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施します
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握**
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握し、労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングします
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組めます
- 安全衛生教育**
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施します
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施します



通路を含め作業場所の照度を確保する



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

労働者に求められる事項

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努めます

【具体的な取組】

- 健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理
- 日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

